

自転車 の基礎情報

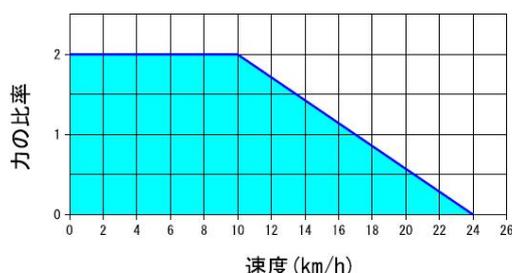


平成29(2017)年4月20日 No. 18

電動アシスト自転車とは？

春になり自転車を気持ちよく漕いでいる光景が多く見られるようになりました。そして「電動アシスト自転車」も、毎日目にするようになりました。

ところで、「電動アシスト自転車」は「自転車」として公道を走ることができますが、「電動アシスト自転車」と見た目がそっくりな「ペダル付き電動2輪車(フル電動自転車)」、「法律の基準を超えた電動アシスト自転車」は、「自転車」ではありません。これらは主に「原動機付自転車(ミニバイク)」と見なされ、運転免許証取得、ナンバープレート交付、自動車賠償責任保険加入、ヘルメット着用など必要になりますが、多くの場合、制動灯、方向指示器など保安基準に適合しないため、「原動機付自転車(ミニバイク)」としても公道を走ることとはできません。このように、「自転車」と「原動機付自転車(ミニバイク)」では大きな違いがあります。



走行速度とアシスト比率の関係

そもそも「電動アシスト自転車」はなぜ「自転車」としての位置付けなのでしょう？

それは道路交通法に基づく道路交通法施行規則の中で、人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準が定められていて、その中で自転車を漕ぐ人の力に加えて、電動機がアシスト(補助)できる力の比率を規定しています。時速10km未満までは人の力が“1”に対してアシスト比率は“2”以下、時速10km以上24km未満では徐々に減っていき、時速24kmで人の力が“1”に対してアシスト比率が“0”になります。「電動アシスト自転車」は基準の範囲内なので「自転車」としての位置付けになります。一方、「ペダル付き電動2輪車(フル電動自転車)」は人の力を必要とせず、モーターの力だけで動きます。また、「基準を超えた電動アシスト自転車」は法律に適合していないので、両方とも「自転車」ではありません。

このように、アシスト比率は法律で決められていますが、電動アシスト自転車のメーカーは決められた範囲内で車種の用途により、アシスト比率の大小、走行速度に対する制御や駆動方法を変えています。

例えば、あるメーカーのカタログを見てみると、シティ、スポーティ、ファミリーなど用途によりモデルを分け、アシストレベルを6段階で表示しています。別のメーカーのカタログでは、アシスト機構を前輪の中心に置き、前輪はモーターの力、後輪は人の力の2カ所で車輪を回転させる車種もあります。前後輪の2カ所での駆動であると「前から引っぱってもらえる」という感じ、と乗り味を表現しています。さらには、「急な上り坂や重い荷物を載せた漕ぎ出し時に、特に強いアシスト力を発揮」と説明しているメーカーもあり、各車種の特徴が鮮明になってきています。

次号は、平成29年5月22日に発行を予定しています。

<発行>

一般財団法人自転車産業振興協会

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 自転車総合ビル4階

電話：03-6409-6922 FAX：03-6409-6868 <http://www.jbpi.or.jp>

